

浜情委第10号
令和2年5月20日

浜松市長 鈴木 康友 様
(上下水道総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年12月28日付け浜上上第269号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

「上下水道コンセッションに関する文書」の公文書部分公開決定に対する審
査請求についての諮問

(諮問第196号)

1 委員会の結論

「上下水道コンセッションに関する文書（別紙1）」で非公開とした部分（別紙2）のうち、別表2～5に示す部分は公開すべきであるが、浜松市水道事業及び下水道事業管理者がその余の部分为非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成30年10月26日、審査請求人は、「上下水道コンセッションに関する文書（別紙1）」の公文書公開請求をした。
- (2) 平成30年11月9日、処分庁は当該公文書の量が大量であり、事務処理に相当の日数を要するため、公開決定等の期間を延長した。
- (3) 平成30年12月7日、処分庁は、請求対象公文書のうち、次の部分を非公開情報に該当すると判断し、公文書部分公開決定をした。

公開しない部分	公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由
出張復命書の一部	浜松市情報公開条例第7条第2号に該当 (理由) 記載内容に個人情報が含まれているため。
	浜松市情報公開条例第7条第3号に該当 (理由) 記載内容に民間事業者の創意工夫やノウハウに関する部分が含まれており、法人の権利を害するおそれがあるため。
	浜松市情報公開条例第7条第5号に該当 (理由) 記載内容に国等との検討、協議に関する情報が含まれており、公にすることで率直な意見交換の阻害や市民等に混乱を生じさせるおそれがあるため。
新日本有限責任監査法人による提案書類等の一部	浜松市情報公開条例第7条第3号に該当 (理由) 当該書類が当該法人の創意工夫やノウハウに関するものであり、法人の権利を害するおそれがあるため。
浜松市水道事業へのコンセッション導入可能性調査業務委託関係書類、その他、参考資料の一部	浜松市情報公開条例第7条第2号に該当 (理由) 記載内容に個人情報が含まれているため。
	浜松市情報公開条例第7条第5号に該当 (理由) 記載内容に未成熟な情報が含まれているため、公にすることで市民等に混乱を生じさせるおそれがあるため。
コンセッションに関する新日本有限責任監査法人への業務委託（下水道）関係書	浜松市情報公開条例第7条第2号に該当 (理由) 記載内容に個人情報が含まれているため。
	浜松市情報公開条例第7条第5号に該当 (理由) 記載内容に未成熟な情報が含まれているため、公に

類、調査報告書の一部	することで市民等に混乱を生じさせるおそれがあるため。
	浜松市情報公開条例第7条第6号に該当 (理由) 事業に関する情報で公にすることで事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- (4) 平成30年12月21日、審査請求人は(3)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (5) 平成30年12月28日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

復命書及び議事録のマスク部分の取消し

(2) 審査請求の理由

マスク部分では市の意向を示す部分などが消され、処分は恣意的、過度な処理である。

ア 復命書のマスク部分の不当性について

復命書での、水道コンセッションに関する政府機関との協議内容では、市からの質問、回答等がマスクされている。水 2017-2747 では4ページ全てが、水 2017-6700 では12ページがマスクされている。水 2018-4724 も同様である。

これらの理由を、市は未成熟な情報であり、公開により市民に不正確な理解や混乱を与えるからとしているが、それは浜松市情報公開条例第7条第5号を利用した恣意的で、過度な隠蔽である。

また、水 2018-208、水 2018-300 などでは、政府側の発言が多数削除されている。その理由を、市は、自由かつ率直な意見交換を阻害する、不正確な理解を与えるなどの理由でマスクしている。しかし、政府機関の発言は水道事業に関するものであり、マスクするほどの機密性はない。

下水 2016-4411 について、経産省との質疑が法人提案のノウハウであることを理由に、全2ページがマスクされている。2016-0926 も同様である。

これらは浜松市情報公開条例第7条第3号を利用した恣意的、過度なマスク部分である。

このようなマスク部分は、浜松市情報公開条例第7条第3号、第5号の濫用であり、市民の知る権利を侵している。全ページ、あるいは発言全てにわたるマスク部分は不当である。

イ 水道に関する議事録でのマスキングの不当性について

導入可能性調査の第4回運営体制部会での新日本有限責任監査法人（以下、EYと表記）との議論の部分について、未成熟な情報であることを理由にマスキングしているが、特にマスキングする必要がない箇所である。

第5回運営体制部会では、管理者からの指示を市がEYに示しているが、そこがマスキングされている。管理者の意向は、市民にも示すべきであり、マスキングする必要はない。

第7回運営体制部会では、決定事項の冒頭で、スケジュールについての発言がマスキングされている。このような行為は市民よりもコンサル会社を重視するもので、市民に対する市の意思の隠蔽であり、市民の知る権利を侵すものである。

第3回財務部会では財務シミュレーションの記載が全てマスキングされている。その後の部会での記載も同様である。市は財務シミュレーションの結果、コンセッションが有効としているので、その根拠を隠すことになる。

第2回幹事会では、市側は導入可能性調査報告書の目次構成や全体の議論によせてEYに指示しているが、そこがマスキングされている。市によるマスキングは、市民にコンセッションありきで報告書が作成された状況を隠そうとする、恣意的な判断である。この会の報告では、モニタリングについての発言もマスキングされているが、マスキングする必要はない箇所である。

これらのマスキングは、調査報告書の欺瞞性を隠すための恣意的なもので、不当である。

ウ 下水道に関する議事録でのマスキングの不当性について

ヴェオリアグループが優先権を得た下水道西遠処理区事業の第1回全体会議（2017年4月）にはヴェオリアの指定した業者が会議に参加しているが、その業者名は、法人の取引先に関する情報であり、事業活動に不利益を与えるおそれがあるとしてマスキングされている。2018年の改築事業の契約先は運営権会社によってウェブ上で明らかにされており、公開してよいものである。

コンセッションに関する提案書類、実施契約の内容、市の見解に関する部分も、法人の不利益、内部管理などを理由に開示されていない。（下全3、全5、施9ほか）下水道に関する工事内容について、所有権は市にあるため、市民にできる限り開示すべきである。

下全6では法人の社会的信用や補助金を理由に項目さえマスキングされている。下全7では補助金交付に関する審査内容を理由に項目や議事がマスキングされている。これらのマスキングも過度なものである。

工事分科会での発言では、改築計画について、参加企業名がマスキングされている。（下工8など）明示すべきである。

送風機、ポンプ設備、中央監視設備などの内容は、全てマスキングされている。

下工 1 1 でも同様。これでは市民による事業のチェックは全くできない。

下工 9 では第 1 項目と市側の発言がマスキングされている。記されているのは、運営権者の「検討する」という回答のみである。市が何を求め、運営権者が何を検討するのか、全くわからない。過度なマスキングと指摘せざるをえない。

下料 1 では、第 4 の項目とそこでの議事がマスキングされている。発言では、運営権者はコンセッションが理由とされることを恐れている。ここでの議論は、未成熟とされマスキングされているが、市民に公開されるべきである。

2015 年の下水道の打合せ議事録では、11 月の市と E Y との会議での、改築工事の国への対応についての協議がマスキングされている（下委 9、10）。このマスキングは検討段階であり、市民に不適格な理解を与えるものとしてなされている。隠すのではなく、公開し、どう対処したのか、市民に明らかにすべきである。

4 実施機関の主張

(1) 本件公開請求に係る処分

本件処分において非公開とした部分及びその理由は別紙 2 のとおりである。

審査請求人は本件処分による非公開部分について恣意的、過度であるとしてその不当性を主張するが、当該非公開部分は別紙 2 のとおり浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号）第 7 条第 2 号、第 3 号、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当するため、本件処分に審査請求人の主張する不当性は認められない。

(2) 復命書のマスキングの不当性について

ア 審査請求人は、復命書における水道コンセッションに関する政府機関との協議内容のうち「・・・市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれがある」として非公開とした部分（水 2017-2747 の A、水 2017-6700 の B、水 2018-4724 の B）について、「恣意的で過度な隠蔽」と主張し、浜松市情報公開条例（平成 13 年浜松市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 7 条第 5 号の該当性を否定するが、この点について争う。

当該政府機関との協議は、市の施策の検討と関係省庁での関連法令の改正の検討が同時進行していた中で行われたもので、当該非公開とした部分は、市の検討内容と法制度とで齟齬が生じないよう方向性や検討状況の確認など公式見解として外部へ発することを前提としない実務担当者間での自由かつ率直な意見交換を主とする未成熟なものであり、かつ、市民生活に直結する水道事業に関するものであることから、これが公にされるとその部分のみが切り取られて、市民等にあらぬ誤解や憶測を招き、結果的に不当に市民等の間に混乱を生じさせる蓋然性が高い。

条例第 7 条第 5 号は「不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」を非公開の要件として規定するが、その趣旨は、未成熟ないし不正確な情報が公にされることにより市民等に誤解や憶測を招き不当に市民等の間に混乱を生じさせないようにす

ることにあるのであって、既に述べたとおり当該非公開とした部分はこれに該当するものである。

イ 次に審査請求人は、復命書における平成30年4月の政府機関との協議内容のうち「・・・自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがある」として非公開とした部分（水2018-208のB、水2018-300のA）について、「政府機関の水道事業に関する発言に機密性はない」と主張し、条例第7条第5号の該当性を否定するが、この点についても争う。

当該非公開とした部分は、前記アで述べたのと同じく市の施策の検討と関係省庁での関連法令の改正の検討が同時進行していた中で行われた協議の中で、市の検討内容と法制度とで齟齬が生じないよう方向性や検討状況の確認など公式見解として外部へ発することを前提としない実務担当者間での自由かつ率直な意見交換を主とするものであり、仮にこれが公開されたとすれば、今後同種の実務的な協議において、公開されることを前提とした硬直的かつ形式的な協議しか展開されなくなり、「率直な意見の交換・・・が不当に損なわれるおそれ」があることに加え、その結果、国の動向を見据えた迅速な政策決定が困難になるなど市の今後の事業運営に支障をきたす蓋然性も高い。

条例第7条第5号において、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を規定しているのは、対象となる情報を公にすることで利害関係人等からの干渉等の影響を受け、結果的に意思形成に支障を生じるおそれを排除することにあると解されるところ、当該非公開とした部分は、まさしく条例第7条第5号に該当するものである。

ウ 次に審査請求人は、復命書の下水道事業に関する市と経済産業省又は国土交通省との協議内容のうち「法人の権利を害する恐れがある」として非公開とした部分（下水2016-4411のB、下水2016-0926のA）について、大要、「隠すことで市民の理解を阻み民主的な市政の実現を侵す」、「市は市民から付託されて事務を行っているから、国への質問や国からの回答は市民に公開されるべき」として条例第7条第3号の該当性を否定するが、この点についても争う。

当該協議は、『浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業』を実施する民間事業者を選定する過程において、特定の民間事業者から提案が想定されるバイオマス（消化ガス）発電に関して、経済産業省には再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用如何、国土交通省には補助金制度の適用如何についてあらかじめ確認したものであり、その内容には、当該特定の民間事業者のバイオマス（消化ガス）発電に関する未公表の事業概要（スキーム案など）、すなわち特定法人のノウハウが示されている。

条例第7条第3号は、営業の自由、結社の自由の保障及び公正な競争秩序の維持といった観点から、法人等の事業活動に関する情報のうち、公開することによって

その法人等の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものについて公開しないこととする趣旨であるところ、本件のバイオマス（消化ガス）発電に関する情報は、特定法人の事業活動に関する情報であって、仮にこれが公開されたとすれば、競合他社がそれを知ることとなり当該特定法人の活動に対して競争上の不利益を与える蓋然性が高いといえるため、審査請求人の主張は当たらない。

なお、審査請求人の指摘する市と経済産業省との協議内容には、条例第7条第5号を適用して非公開とした部分（下水2016-4411のA）もあるが、これについては、前述イと同様、実務担当者間の協議内容という性質上、市の今後の事業運営に支障をきたす蓋然性が高いのであるから、非公開は妥当である。

(3) 水道に関する議事録でのマスキングの不当性について

ア 審査請求人の主張

審査請求人の主張を整理すると概ね次のとおりである。

	対象公文書	主張する非公開の内容 ／それに対する適用条文	反論要旨
1	浜松市水道事業への コンセッション導入 可能性調査業務議事 録 運営体制部会第 4回協議（水運4）	新日本有限責任監査法人 （以下「EY」という。）と の議論の部分（B） ／条例第7条第5号	非公開にする必要はない。
2	同 運営体制部会第 5回協議（水運5）	水道事業及び下水道事業管 理者（以下「管理者」とい う。）からの指示をEYが示 している部分（B） ／条例第7条第5号	管理者の意向は市民にも 示すべき。
3	同 運営体制部会第 7回協議（水運7）	上下水道部内で合意形成が できた旨示している部分 （B） ／条例第7条第5号	非公開とするのは市民よ りもEYを重視するもの である。 市民に対する市の意思の 隠蔽であり、市民の知る 権利を侵すものである。
		スケジュールを共有する旨 の発言の部分（B） ／条例第7条第5号	
4	同 財務部会第3回 協議～第8回協議（水 財3～8）	財務シミュレーションの記 載部分（水財3～7のB、 水財8のC） ／条例第7条第5号、第6	財務シミュレーションの 結果、水道コンセッショ ンを有効としているた め、それを隠すことでか

		号	えって、導入可能性調査報告書での財務状況を示す図表類の信頼を失う。
5	同 幹事会第4回※ (水幹4) ※反論書の「第2回幹事会」は誤りと思われる。	上下水道部がEYに指示している部分(B) ／条例第7条第5号	水道コンセッションありきで報告書が作成された状況を隠そうとするもので、恣意的な判断。
		モニタリングについての発言の部分(B) ／条例第7条第5号	非公開にする必要はない。

イ 認否及び意見

前記アの審査請求人の反論に対しては、いずれも否認ないし争う。

- (7) 条例第7条第5号を適用して非公開とした部分(前記アの表第1項から第3項まで及び第5項に係る部分)については、いずれも水道事業への運営委託方式(水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)による改正後の水道法(昭和32年法律第177号)第24条の4第1項に規定する水道施設運営権を設定する方式をいう。以下同じ。)の導入可否の決定前にその導入可能性を検討する市内部の会議に関する記録(意思形成過程情報)であり、本件処分に係る公開請求時点で同会議は終了していたものの導入可否の検討は継続していたため、仮にこれが公開されたとすれば、この部分のみに焦点を当ててあたかも水道事業への運営委託方式の導入が決定しているかのような誤解を招くおそれがあり、これは条例第7条第5号の「不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当するものである。

なお、審査請求人のいう水道に関する議事録については、平成30年12月7日に実施した本件処分に係る対象文書の公開の際、実施機関の事務手続上の誤りによって非公開とすべき部分も含めすべて審査請求人に公開した経緯があり、審査請求人は、その際の第4回幹事会の議事録(前記アの表第5項上段)の非公開とすべきであった情報を基に、「(水道事業への)コンセッションありきで報告書が作成された状況」との認識を持ち、そのことを自身のホームページや講演会を通じて公表したことで、水道事業の運営委託方式に関心を持つ市民から「コンセッション導入の結論ありきで検討が進められている」(平成31年1月8日静岡新聞)との指摘がなされた。同様に、同月9日中日新聞や同月10日朝日新聞においても運営委託方式導入の結論ありきで市内部の検討が行われているかのような記事が掲載された。

しかしながら、当該非公開とすべきであった情報は、『浜松市水道事業へのコン

セッション導入可能性調査業務に係る報告書』の目次構成に関する議論の中でそれまでの調査によって既に運営委託方式の有効性が概ね確認された上での発言であって、調査の方向性を決定するものではないため、「・・・導入の結論ありき・・・」とは明らかに事実と反する。

このように、当該非公開とすべきであった情報を公開したことに伴って、審査請求人に「コンセッションありきで報告書が作成された状況」との誤解を与え、また、水道事業への運営委託方式導入が結論ありきで市内部の検討が行われているかのように市民に誤解を与えかねない報道が複数の報道機関でなされており、これら事実は当該非公開とすべきであった情報が条例第7条第5号に該当することの証左である。

(イ) 条例第7条第5号を適用して非公開とした部分(前記アの表第4項に係る部分)については、財務シミュレーション(水道事業に運営委託方式を導入した場合における財政効果の検証をいう。以下同じ。)の前提条件や手法、課題などを検討する市内部の会議に関する記録(意思形成過程情報)であり、本件処分に係る公開請求時点で財務シミュレーションは完成していたものの、完成に至るまでには様々な観点から協議・検討がなされ、適宜、内容を修正するなどしているため、仮に非公開とした部分が公開されたとすれば、最終的に採用されるに至らなかった中間的な議論や未成熟な意見までもが明るみとなり、かえって不正確な理解や誤解を市民に与え、「不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」がある。

(ロ) 条例第7条第6号を適用して非公開とした部分(前記アの表第4項に係る部分)については、前記(イ)と同一部分であるが、仮にこれが公開されたとすれば、将来、水道事業への運営委託方式の導入を決定し、それを実施する民間事業者を選定するとなった場合に、予定価格など(価格競争をする場合の評価基準値)の推測が容易となり価格の競争性が担保できなくなるおそれがあるため、条例第7条第6号オの「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」に該当するものである。

なお、水道事業の運営委託方式に係る事業者選定のための評価基準については、当該運営委託方式の導入決定後に検討することになるため、本件処分に係る公開請求の時点では当然に定まっていない。しかしながら、価格が事業者選定における考慮要素となった場合、予定価格は極めて重要な要素となることから、それが推測されることのないよう財務シミュレーションに関する部分の公開には慎重を期す必要がある。

(4) 下水道に関する議事録でのマスキングの不当性について

ア 審査請求人の主張

審査請求人の主張を整理すると概ね次のとおりである。

	対象公文書	主張する非公開の内容 ／それに対する適用条文	反論要旨

1	打ち合わせ議事概要 (下全1)	ヴェオリア・ジャパン株式会社 (以下「ヴェオリア」という。) の指定した会議参加者の名称 (B) ／条例第7条第3号	ヴェオリアの子会社とみられる。 その名称は、運営権者によってウェブ上で 2018年度の改築事業の契約先として明らかにされている。
2	打ち合わせ議事概要 (下全3)	実施契約の内容、市の見解に関する部分 (C) ／条例第7条第5号	下水道施設の所有権は市にあるため、市民にできる限り公開すべき。
3	打ち合わせ議事概要 (施9)	コンセッションに関する提案書類、市の見解に関する部分 (C) ／条例第7条第3号	
4	打ち合わせ議事概要 (下全6)	法人の社会的信用に関する部分 (C) ／条例第7条第3号 補助金に関する部分 (D) ／条例第7条第5号	
5	打ち合わせ議事概要 (下全7)	補助金交付に関する審査内容に関する部分 (D) ／条例第7条第5号	過度なマスキング
6	打ち合わせ議事概要 (下工8)	改築計画における参加企業の名称 (B) ／条例第7条第3号	ヴェオリアの子会社とみられるため、公開すべき。
		送風機、ポンプ設備、中央監視設備などの内容 (C) ／条例第7条第3号	市民による事業のチェックができない。
7	打ち合わせ議事概要 (下工11)	送風機、ポンプ設備、中央監視設備などの内容 (C) ／条例第7条第3号	市民による事業のチェックができない。
8	打ち合わせ議事概要 (下工9)	第1項目及び市側の発言 (C) ／条例第7条第3号	過度なマスキング
9	西遠処理区運営事業 会議録 料金分科会	第4項目及びその議事内容 (B、C)	下水道料金の値上げに関する内容とみられるた

	(下料1)	／条例第7条第5号、第6号	め、市民に公開するべき。
10	打ち合わせ議事概要 (下委9)	改築工事での国への対応 (B) ／条例第7条第5号	どう対処したのかは市民に明らかにするべき。
11	打ち合わせ議事概要 (下委10)	国への対応(B) ／条例第7条第5号	

イ 認否及び意見

前記アの審査請求人の反論に対しては、いずれも否認ないし争う。

- (7) 条例第7条第3号を適用して非公開とした部分(前記アの表第1項、第3項及び第6項から第8項までに係る部分)については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業の開始に向けた協議の中で優先交渉権者(市が運営権者を設立する者を選ぶために実施する運営権者選定手続で選定された民間事業者をいう。以下同じ。)又は運営権者(浜松ウォーターシンフォニー株式会社をいう。以下同じ。)が示した技術や工夫についての提案内容のほか、運営権者の運営体制、調達戦略に関する内容など、特定法人の事業活動に関する情報が記録されており、仮にこれが公開されたとすれば、競合他社がそれを知ることとなり当該特定法人の活動に対して競争上の不利益を与える蓋然性が高いといえるため、同号アの「当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当するものである。また、今後の健全な企業間競争が阻害される懸念もあり、ひいては下水道事業経営上の正当な利益を害するおそれ(条例第7条第6号オ)にも繋がる。
- (4) 条例第7条第3号を適用して非公開とした部分(前記アの表第4項に係る部分)については、公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業の開始に向けた対象施設の引継ぎに関して運営権者と市が協議した内容が記録されており、受け捉え方によっては同事業開始前に対象施設の維持管理業務を受託していた事業者の社会的信用や社会的評価を損なう蓋然性があることから、同号アの「当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当するものである。
- (ウ) 条例第7条第5号を適用して非公開とした部分(前記アの表第2項、第4項、第10項及び第11項に係る部分)については、公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業の開始に向けた準備段階において、業務ごとに契約内容の認識に齟齬が生じないように市と優先交渉権者又は運営権者の担当者間で行われた実務的な意見交換や課題についての協議検討の内容が記録されており、仮にこれが公開されたとすれば、市民等に誤解や憶測を招くことになるため、同号の「不当に

市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当するものである。

更に前記アの表第4項に係る部分は、公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業の実施に当たり運営権者が計上する費用などの営業活動情報が含まれているため、公にすることで当該法人の正当な利益を害するおそれ（条例第7条3号ア）もある。

- (エ) 条例第7条第5号を適用して非公開とした部分（前記アの表第5項に係る部分）については、公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業開始後の国補助制度の活用について市と所轄庁との協議状況を踏まえ検討した内容が記録されており、仮にこれが公開されたとすれば、所轄庁との信頼関係が損なわれ、所轄庁担当者が率直で忌憚のない意見を述べることを差し控えるなど、今後の「率直な意見交換が・・・不当に損なわれるおそれ」に繋がることに加え、市民等に不正確な理解や誤解を与えるおそれもある。

更に当該部分には、公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業の実施に当たり運営権者が計上する費用などの営業活動情報が含まれているため、公にすることで当該法人の正当な利益を害するおそれ（条例第7条3号ア）もある。

- (オ) 条例第7条第5号及び第6号を適用して非公開とした部分（前記アの表第9項に係る部分）については、公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業開始後の利用料金の取扱いに関して協議した内容が記録されており、これは審査請求人が主張する「下水道料金の値上げに関する内容」ではないものの、最終的に採用されるに至らなかった中間的かつ未成熟な意見であるため、仮にこれが公開されたとすれば、市民等に不正確な理解や誤解を与えることになり、同条第5号の「不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」に繋がる。

また、本件処分に係る公開請求時点では既に同事業が開始されていたところ、このような意思形成過程情報を公開対象とすると、既に述べたとおり市民等に不正確な理解や誤解を与えるほか、今後、同種の会議において出席者が外部からのいわれなき非難などを恐れ委縮して発言を控え、硬直的かつ形式的な協議しか展開されなくなり、その結果、事務事業に内在する問題点などを十分検証できなくなる蓋然性があるため、同条第6号の「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にも該当するものである。

(5) 補足

最後に、本件処分における条例第7条第5号の適用について補足する。

審査請求人が公開請求した「復命書」及び「議事録」（以下「対象文書」という。）には、条例第7条第5号の「不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」として非公開とした部分が多数ある。

対象文書は、いずれも、協議や議論の前提として当事者間で共通認識としている部分を省略するなど、当事者の発言内容を要約したもので、発言内容を逐語録として仔

細に記録したものではない、一方で、市民生活に影響のある、市民関心度の高い水道事業及び下水道事業に関するものである。特に水道事業に関しては、安定的かつ持続可能な経営を確保していくために利用者の皆さまの理解の基ご負担を求めていかなくてはならない中で、事実に基づき正確な理解を深めていただくための情報提供が必要となるため、運営委託方式の導入可否を市として判断する前の意思形成過程情報が含まれる対象文書の公開には、「不当に市民等の間に混乱を生じさせる」ことのないよう特段の配慮が必要である。

そのようなことに鑑み、市（実施機関）では、公開を受けた者の受け捉え方によって誤解を生じ、又は無用な混乱を招くおそれがある部分を非公開とすべく条例第7条第5号を適用して本件処分を行った。

5 委員会の判断

(1) 公開請求対象公文書について

当委員会で、公開請求対象公文書を見分したところ、その分類は別表1のとおりである。

(2) 本件に係る法令等の規定について

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが予定されている情報。ウ当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を非公開情報として規定している。

公文書に個人の氏名等が記載されている場合、個人の氏名は特定の個人を識別することができるものに当たり、ただし書アからウまでのいずれかに該当しない限り非公開情報となる。

イ 条例第7条第3号について

条例第7条第3号では「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条

件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開情報として規定している。

ウ 条例第7条第5号について

条例第7条第5号では「市の機関及び国等（中略）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」には、未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれがあるもの、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれのある情報が該当する。

エ 条例第7条第6号について

条例第7条第6号では「市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～エ（中略）オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を非公開情報として規定している。

公開請求対象公文書を保有する実施機関である水道事業及び下水道事業管理者が所管する水道事業及び下水道事業は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下、本項において「法」という。）第2条第1項第1号及び同条第3項並びに浜松市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例（昭和43年浜松市条例第21号）の規定により、法第2条第1項に基づく地方公営企業に該当し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報については、条例第7条第6号オが適用される。

(3) 条例第7条第2号該当性

ア 別表2の項目a、b、c、d、e、fについて

当委員会で公開請求対象公文書を見分したところ、実施機関が条例第7条第2号を適用して非公開とした箇所のうち、別表2の項目a、b、c、d、e、fには、個人の姓とともに、当該特定個人が所属する大学名又は法人名が含まれていることが認められた。

大学名又は法人名は、そのみを公開したとしても、特定の個人を識別することができるまでとはいえず、このほかに、公にすることにより、なお個人の権利利益

を害するおそれがあるとは認められない。

以上により、別表2の項目 a、b、c、d、e、f について、実施機関が条例第7条第2号を適用して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。

イ 別表2で示したものの以外について

当委員会で公開請求対象公文書を見分したところ、実施機関が条例第7条第2号を適用して非公開とした箇所のうち、別表2で示したものの以外については、いずれも当該情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができる内容が含まれており、また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことが認められた。

したがって、実施機関が、条例第7条第2号を適用して非公開とした箇所のうち別表2で示したものを除く部分について、非公開とした処分は妥当である。

(4) 条例第7条第3号該当性

ア 別表3の項目 a、b について

当委員会で見分したところ、別表3の項目 a、b には、下水道西遠処理区の優先交渉権者（以下、本項において単に「優先交渉権者」という。）の組織体制変更に関する内容が記載されている。

特定法人の組織体制変更に関する内容は、当該法人の内部管理に関する情報である。しかしながら、優先交渉権者の組織体制変更について項目 a には具体的な記載はなく、また、項目 b は、優先交渉権者の持ち株会社化に関する内容であるが、当該内容は平成29年5月19日付け官報に掲載されており、請求日（平成30年10月26日）時点において公となっていることから、項目 a、b ともに、公開することによって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、別表3の項目 a、b について、実施機関が条例第7条第3号を適用して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。

イ 別表3の項目 c について

当委員会で見分したところ、別表3の項目 c には、優先交渉権者からの、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る提案内容が記載されている。

特定法人からの特定事業に係る提案内容は、当該法人の生産技術上又は事業活動に関する内容である。しかしながら、項目 c には、優先交渉権者の創意工夫、固有のノウハウといった生産技術上の秘密に関する情報は含まれておらず、また、当該内容を公表することで、優先交渉権者の社会的信用を損なう蓋然性が高いとは認められない。

したがって、項目 c を公開することによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、別表3の項目 c について、実施機関が条例第7条第3号を適用

して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。

なお、別表3の項目cについては、条例第7条第3号とあわせて、同条第5号にも該当する旨、実施機関が主張しているため、当該項目の条例第7条第5号該当性について検討する。

当委員会で見分したところ、別表3の項目cには、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に関し、優先交渉権者を含めた組織内部において審議、検討又は協議を行った際の協議内容が記載されており、当該情報は、条例第7条第5号で規定する市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

別表3の項目cに記載されている内容は、提案の履行に関する覚書の解釈運用を協議する過程において、優先交渉権者からなされた、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る提案内容であり、仮定のケースを想定した未成熟な情報である。しかしながら、意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等の支障が看過し得ない程度に、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれがあるとまではいえず、当該項目は条例第7条第5号に該当しない。

ウ 別表3の項目d、eについて

当委員会で見分したところ、別表3の項目d、eには、下水道西遠処理区の設備に係る費用についての情報が記載されている。

当該情報は、優先交渉権者の生産技術上又は事業活動に関する情報となるものであるが、事業引継ぎ前の浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）に係るものであり、項目d、eともに、公開することによって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、別表3の項目d、eについて、実施機関が条例第7条第3号を適用して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。

エ 別表3の項目fについて

当委員会で見分したところ、別表3の項目fには、下水道西遠処理区の工事に関する情報が記載されている。

当該情報は、優先交渉権者の生産技術上又は事業活動に関する情報となるものであるが、実施契約締結前の工事に関する一般的事項を市が確認した内容であり、公開することによって、優先交渉権者や記載中にある特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、別表3の項目fについて、実施機関が条例第7条第3号を適用して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。

オ 別表3で示したもの以外について

当委員会公開請求対象公文書を見分したところ、実施機関が条例第7条第3号

を適用して非公開とした箇所のうち、別表3で示したものの以外については、法人の創意工夫や生産技術に関する情報、法人の取引先に関する情報など、公開することによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれていることを確認した。

当該内容については、人の生命、健康、生活、財産を保護するため、公にすることが必要である特段の事情は認められず、したがって、実施機関が、条例第7条第3号を適用して非公開とした箇所のうち別表3で示したものを除く部分について、非公開とした処分は妥当である。

(5) 条例第7条第5号該当性

ア 別表4の項目a、bについて

当委員会で見分したところ、別表4の項目a、bには、市職員が職務上、国の省庁に出張し、事業についての意見交換をした記録が記載されており、当該情報は、条例第7条第5号で規定する市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

一方で、項目aに記載されている内容は、訪問先である国の省庁の担当者の一般的な意見であり、また、項目bには、主に市からの要望、説明が記載されているが、本項目を公開することによって、自由かつ率直な意見の交換、発言等が阻害されるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、別表4の項目a、bについて、実施機関が条例第7条第5号を適用して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。

イ 別表4の項目c、d、e、f、g、h、i、j、kについて

当委員会で見分したところ、別表4の項目c、d、e、f、g、h、i、j、kには、浜松市水道事業へのコンセッション導入可能性調査業務に関し、受託業者を含めた組織内部において審議、検討又は協議を行った際の発言や指示、連絡事項、協議内容が記載されており、当該情報は、条例第7条第5号で規定する市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

項目c、f、g、i、j、kに記載されている内容は、組織内部の会議における市職員又は受託業者の発言要旨であり、いずれも市内部の検討段階における未成熟な情報ではあるものの、本項目を公開することによって、意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等の支障が看過し得ない程度に、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれがあるとまでは認められない。

項目d、e、hに記載されている内容は、組織内部の会議における市職員の発言要旨、市と受託業者との協議内容であり、いずれも市内部の検討段階における未成熟な情報ではあるものの、作業上の意見等であり、本項目を公開することによって、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、別表４の項目 c、d、e、f、g、h、i、j、k について、実施機関が条例第 7 条第 5 号を適用して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。

なお、別表４の項目 j については、条例第 7 条第 5 号とあわせて、同条第 6 号にも該当する旨、実施機関が主張しているため、当該項目の条例第 7 条第 6 号該当性について検討する。

当委員会で見分したところ、別表４の項目 j には、浜松市水道事業に関し、コンセッションのコスト縮減効果について組織内部の会議において協議した内容が記載されていることが認められた。当該情報は、条例第 7 条第 6 号で規定する、市又は国等が経営する事業に関する情報に該当する。

一方で、別表４の項目 j に記載されている内容をもって、実施機関が主張する予定価格や価格競争をする場合の評価基準値など、水道事業の企業経営上の正当な利益を害する情報の推定につながるとは考え難く、当該情報を公開することによって、その他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえず、当該項目は条例第 7 条第 6 号に該当しない。

ウ 別表４の項目 1 について

当委員会で見分したところ、別表４の項目 1 には、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に関し、優先交渉権者を含めた組織内部において審議、検討又は協議を行った際の協議内容が記載されており、当該情報は、条例第 7 条第 5 号で規定する市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

1 に記載されている内容は、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る実施契約の解釈運用に関する、組織内部の会議における市職員と優先交渉者との協議内容であり、仮定のケースを想定した未成熟な情報ではあるものの、意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等の支障が看過し得ない程度に、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるとまでは認められない。

また、請求時点において、当該実施契約はすでに締結されており、公開することによって、自由かつ率直な意見の交換、発言等が阻害されるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、別表４の項目 1 について、実施機関が条例第 7 条第 5 号を適用して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。

エ 別表４で示したもの以外について

当委員会公開請求対象公文書を見分したところ、実施機関が条例第 7 条第 5 号を適用して非公開とした箇所のうち、別表４で示したもの以外については、事業の検討段階において、市と関係省庁の担当者間、又は市担当者と法人間において行っ

た率直な意見交換の記録や、市内部の検討段階における市担当者の個人的な見解などが含まれていることを確認した。

当該内容については、いずれも未成熟な情報であり、公開することにより、意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等の支障が看過し得ない程度に、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれ、又は、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれのある情報と認められる。

したがって、実施機関が、条例第7条第5号を適用して非公開とした箇所のうち別表4で示したものを除く部分について、非公開とした処分は妥当である。

(6) 条例第7条第6号該当性

ア 別表5の項目a、bについて

当委員会で見分したところ、別表5の項目a、bには、浜松市水道事業に関し、コンセッションのコスト縮減効果について組織内部の会議において協議した内容が記載されていることが認められた。当該情報は、条例第7条第6号オで規定する、市又は国等が経営する事業に関する情報に該当する。

一方で、項目a、bに記載されている内容をもって、実施機関が主張する予定価格や価格競争をする場合の評価基準値など、水道事業の企業経営上の正当な利益を害する情報の推定につながるとは考え難く、当該情報を公開することによって、その他事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

イ 以上のことから、別表5の項目a、bについて、実施機関が条例第7条第6号を適用して非公開としたことは妥当でなく、これを公開すべきである。別表5で示したものの以外について

当委員会公開請求対象公文書を見分したところ、実施機関が条例第7条第6号を適用して非公開とした箇所のうち、別表5で示したものの以外については、今後委託発注を執行する際の予定価格を推定しうる情報や、浜松市水道事業及び下水道事業の事務内容に関する情報などが含まれていることを確認した。

当該内容については、いずれも公開することで、市が経営する企業である水道事業及び下水道事業に関し、将来の経営上の正当な利益を害したり、市民に不正確な理解や誤解を与え、結果として事業の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがある情報と認められる。

したがって、実施機関が、条例第7条第6号を適用して非公開とした箇所のうち別表5で示したものを除く部分について、非公開とした処分は妥当である。

以上のことから、「上下水道コンセッションに関する文書（別紙1）」で非公開とした部分（別紙2）のうち、別表2～5に示す部分は公開すべきであるが、浜松市水道事業及び下水道事業管理者がその余の部分非公開とした処分は妥当である。

よって、「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月28日	諮問を受けた。
平成31年 1月28日	審査庁から弁明書を受理した。
2月 4日	審査庁から反論書を受理した。
令和 元年 8月29日	諮問の審査を行った。
10月25日	諮問の審査を行った。
12月13日	諮問の審査を行った。
令和 2年 1月28日	諮問の審査を行った。
3月 3日	諮問の審査を行った。
3月19日	諮問の審査を行った。
5月12日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 准教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

別紙1

注：実際の公文書公開請求書では、公文書の件名又は請求事項の具体的内容欄は「上下水道コンセッションに関する文書（別紙）」と記載されている。本内容は、当該別紙に記載されている内容である。

上下水道コンセッションに関する文書の詳細

- 1 コンセッションに関する株式会社日本経済研究所への業務委託関係（水道・下水道）
委託契約書
調査報告書

- 2 コンセッションに関する新日本有限責任監査法人への業務委託（下水道）
委託契約書
調査報告書
新日本監査法人による提案書類等

- 3 浜松市水道事業へのコンセッション導入可能性調査業務委託（水道）
委託契約書
調査報告書
その他、参考資料等

- 4 その他コンセッションに関する業務委託の契約書及び報告書類

- 5 内閣府への補助金交付（水道）
内閣からの申請依頼書
市からの申請書、
市からの調査終了に関する国への報告書

- 6 コンセッションに関する政府と浜松市の書類
内閣府（民間資金等活用事業推進室）、厚労省、国交省などへの出張復命書（平成27年度以降）
内閣府から市への連絡

- 7 2018年、浜松市がQ&A作成に関し、コンサルタント会社等に資料提供依頼したものがあれば、その文書と回答

別紙2

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(水) 2016-3229	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(水) 2016-7416	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
	B	第7条第5号	Aの意見交換の際の関係機関側からの提供資料のため、Aと同様の理由により非公開と判断したもの
(水) 2017-498	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報（発言）であり、公開することにより、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断したもの
(水) 2017-2747	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 2017-5830	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開する事により、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 2017-6700	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 2017-8476	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(水) 2017-10315	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
	C	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(水) 2018-208	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 2018-300	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 2018-3636	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			断したもの
	C	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 2018-4724	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 2018-5190	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(下水) 2015-321	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2015-992	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2015-1733	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2016-1199	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2016-4411	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
	B	第7条第3号	法人の提案に関する情報で創意工夫やノウハウが含まれており、公開することで法人の権利を害する恐れがあると判断したもの
(下水)2017-3782	A	第7条第3号	法人の事業に関する情報で、公開することで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断したもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2017-6802	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2017-9489	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2016-0926	A	第7条第3号	法人の提案に関する情報で創意工夫やノウハウが含まれており、公開することで法人の権利を害する恐れがあると判断したもの
(下水)2016-0926	A	第7条第3号	法人の提案に関する情報で創意工夫やノウハウが含まれており、公開することで法人の権利を害する恐れがあると判断したもの
(下水)2017-0427 ②	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2017-0607	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下水)2018-0326	A	第7条第5号	関係機関との相互間における協議に関する情報であって、公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(水) 運1	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
	C	第7条第5号	Bの記載内容が推察されるため
(水) 運2	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 運3	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 運4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 運5	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 運6	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別す

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			ることができるもの
(水) 運 7	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 5 号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
	C	第 7 条第 5 号	関係機関との間における意見交換等に関する情報。公開することにより、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれのある情報と判断したもの
(水) 運 8	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 5 号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
	C	第 7 条第 5 号	関係機関との間における意見交換等に関する情報。公開する事により、自由かつ率直な意見交換、発言などが阻害されるおそれがある情報と判断したもの
(水) 運 9	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 運 10	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 運 11	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 運 12	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 運 13	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 運 14	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 運 15	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別す

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			ることができるもの
(水) 運 16	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 運 17	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 施 1	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 施 2	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 施 3	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 施 4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 施 5	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 施 6	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 施 7	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
		第7条第6号	市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報。公にすることにより市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			正当な利益を害するおそれのあるものと判断したもの
(水) 施 8	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 5 号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
		第 7 条第 6 号	市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報。公にすることにより市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるものと判断したもの
	C	第 7 条第 5 号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 施 9	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 施 10	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 財 1	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 財 2	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 財 3	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 5 号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
		第 7 条第 6 号	市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報。公にすることにより市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			正当な利益を害するおそれのあるものと判断したものの
(水) 財 4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したものの
		第7条第6号	市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報。公にすることにより市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるものと判断したものの
(水) 財 5	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したものの
		第7条第6号	市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報。公にすることにより市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるものと判断したものの
(水) 財 6	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したものの
		第7条第6号	市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報。公にすることにより市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるものと判断し

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			たもの
(水) 財 7	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 5 号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
		第 7 条第 6 号	市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報。公にすることにより市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるものと判断したもの
(水) 財 8	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 5 号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
	C	第 7 条第 5 号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
		第 7 条第 6 号	市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報。公にすることにより市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるものと判断したもの
(水) 幹 1	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(水) 幹 2	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 幹 3	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 幹 4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、又は無用な混乱を招くおそれのあるものと判断したもの
(水) 幹 5	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 全 1	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術、内部管理に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
(下) 全 2	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがある

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			と判断したもの
	D	第7条第3号	法人の内部管理に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	E	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの（料金分科会の内容を類推）
	F	第7条第6号	事務内容に関する情報。公開することで、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したもの（料金分科会の内容を類推）
(下) 全3	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第5号	市内部における見解を示す情報であって、その間に意思決定内容の変更、撤回等が予想され、公開することにより、対外的に不正確な理解や誤解を生じるおそれがあると判断したもの
(下) 全4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 全5	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	法人の事業活動、内部管理に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第3号	法人の社会的信用に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがある

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			ると判断したもの
	E	第7条第5号	関係機関との協議に関する情報であって、公開することにより、市の機関と関係当事者間の信頼が損なわれるおそれがあると判断したもの
(下) 全6	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	法人の社会的信用に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第5号	予算要求、補助金に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 全7	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の社会的信用に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第5号	市内部における見解を示す情報であって、その間に意思決定内容の変更、撤回等が予想され、公開することにより、対外的に不正確な理解や誤解を生じるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第5号	補助金の交付に関する審査内容であり、公開することで、市の機関と関係当事者間の信頼が損なわれるおそれがあると判断したもの
(下) 総1	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術、内部管理に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
	C	第7条第3号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 総 2	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術、内部管理に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 総 3	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第5号	市内部における意見交換等に関する情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 総 4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や事業活動に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(下) 総 5	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 5 号	事業決定に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 総 6	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 5 号	市内部における意見交換に関する情報。公開することで、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下) 総 7	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や内部管理に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
(下) 総 8	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術、内部管理に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
(下) 総 9	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 総 10	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 総 11	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(下) 総 12	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の内部管理に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第5号	市内部における意見交換に関する情報。公開することで、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下) 総 13	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における意見交換に関する情報。公開することで、自由かつ率直な意見交換、発言等が阻害されるおそれがあると判断したもの
(下) 工 1	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第5号	予算要求、補助金に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 工 2	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(下) 工 3	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 工 4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第5号	予算要求、補助金に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 工 5	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術、事業活動に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第3号	法人の社会的信用に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 工 6	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	法人の生産技術、事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(下) 工 7	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与える恐れがあると判断したもの
	C	第 7 条第 3 号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や事業活動に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	D-1	第 7 条第 3 号	法人の生産技術、事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D-2	第 7 条第 3 号	法人の生産技術、事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 工 8	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第 7 条第 3 号	法人の生産技術、事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第 7 条第 5 号	予算要求、補助金に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 工 9	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第 7 条第 3 号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(下) 工 10	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	法人の生産技術、事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第5号	予算要求、補助金に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 工 11	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第3号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	E	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるため
(下) 工 12	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 施 1	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(下) 施 2	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	C	第 7 条第 5 号	事業決定に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 施 3	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	C	第 7 条第 3 号	法人の生産技術、事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 施 4	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第 7 条第 3 号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第 7 条第 5 号	予算要求、補助金に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開する事により市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 施 5	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
			判断したもの
(下) 施 6	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 施 7	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 施 8	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第 7 条第 5 号	事業決定に関する手続きの途上にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第 7 条第 6 号	公開することで、市の機関と関係当事者間の信頼が損なわれ、関係者の理解や協力が得られ難くなるおそれがあるため
(下) 施 9	A	第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第 7 条第 3 号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第 7 条第 3 号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	D	第 7 条第 3 号	法人の技術に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
	E	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報であって、その間に意思決定内容の変更、撤回等が予想され、公開することにより、対外的に不正確な理解や誤解を生じるおそれがあると判断したもの
(下) 施 10	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	提案書の内容であり、応募者の創意工夫や生産技術に関する情報が含まれており、公開されると応募者の競争上の地位が損なわれるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報であって、その間に意思決定内容の変更、撤回等が予想され、公開することにより、対外的に不正確な理解や誤解を生じるおそれがあると判断したもの
(下) 施 11	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第3号	法人の取引先に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第3号	法人の事業活動に関する情報。公にすることで、法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあると判断したもの
	D	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報であって、その間に意思決定内容の変更、撤回等が予想され、公開することにより、対外的に不正確な理解や誤解を生じるおそれがあると判断したもの
(下) 料 1	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
	C	第7条第6号	事務内容に関する情報。公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したもの
(下) 料 2	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 料 3	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第6号	事務内容に関する情報公開することで、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与え、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したもの
(下) 料 4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 料 5	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 料 6	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 料 7	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 1	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 2	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	補助金の交付に関する審査内容であり、公開することで、市の機関と関係当事者間の信頼が損なわれるおそれがあると判断したもの
(下) 委 3	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 4	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(下) 委 5	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第6号	予定価格を推定する情報。公開することにより、将来の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれがあると判断したもの
(下) 委 6	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 7	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 8	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 9	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより対外的に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
	C	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより対外的に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 委 10	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより対外的に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 委 11	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 12	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 13	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 14	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

No.	個所	非公開事由	詳細な理由
(下) 委 15	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
	B	第7条第5号	市内部における検討段階にある情報。未成熟な情報であって、公開することにより対外的に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあると判断したもの
(下) 委 16	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 17	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
(下) 委 18	A	第7条第2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

別表 1

No.	分類	公開請求対象公文書の概要	公開請求対象公文書の番号
1-1	復命書①	関係省庁との打合せのために、市職員が出張した時の復命書（水道事業に関係したものの）	(水) 2016-3229、-7416、 (水) 2017-498、-2747、-5830、 -6700、-8476、-10315 (水) 2018-208、-300、-3636、 -4724、-5190
1-2	復命書②	関係省庁との打合せのために、市職員が出張した時の復命書（下水道事業に関係したものの）	(下水) 2015-321、-992、-1733 (下水) 2016-1199、-4411 (下水) 2017-3782、-6802、 -9489
1-3	復命書③	関係省庁との打合せのために、市職員が出張した時の復命書（下水道事業のうち、国交省中部地方整備局（名古屋）へ出張したものの）	(下水) 2016-0926、-0926 (下水) 2017-0427②、-0607、 -0326
2	水道に関する議事録	水道事業の運営委託方式の導入可能性調査のための打合せの議事録	(水) 運 1～ (水) 運 17 (水) 施 1～ (水) 施 10 (水) 財 1～ (水) 財 8 (水) 幹 1～ (水) 幹 5
3-1	下水道に関する議事録	優先交渉権者決定後、運営事業開始までの、市と優先交渉権者との打合せの議事録	(下) 全 1～ (下) 全 7 (下) 総 1～ (下) 総 13 (下) 工 1～ (下) 工 12 (下) 施 1～ (下) 施 11 (下) 料 1～ (下) 料 7
3-2	下水道に関する議事録	平成 27 年度の公募前の運営委託方式を検討している打合せの議事録	(下) 委 1～ (下) 委 18

別表 2

項目	公開請求対象公文書 No.・個所	実施機関が非公開とした 内容のうち、当委員会が公 開すべきと判断した部分	非公開とした部分 に含まれる内容
a	(水) 2017-498・A	[1～2 枚目]＜意見／質疑 応答＞中、有識者	大学名、法人名
b	(水) 2017-6700・A	[1 枚目]出張のてん末中、 対応者 [2 枚目]厚生労働省確認結 果中、参加者	法人名
c	(水) 2018-3636・C	[1 枚目]出張のてん末中、 内閣府、上から 3 行目	法人名
d	(水) 2018-4724・A	[1 枚目]出張のてん末中、 参加者	法人名
e	(下水) 2017-6802・A	[1 枚目]出張のてん末中、 本省受託業者、運営権者(2 者中の 1 者目に限る。)	法人名
f		[23 枚目]参加中、(運営権 者) (上から 2 行目を除 く。)	法人名

別表 3

項目	公開請求対象公文書 No.・個所	実施機関が非公開とした 内容のうち、当委員会が公 開すべきと判断した部分	非公開とした部分 に含まれる内容
a	(下) 全 2・D	[2 枚目]各分科会に対する 質疑応答及びコメントの 3 点目	下水道西遠処理区の優先 交渉権者の組織体制変更 に関する内容
b	(下) 総 1・C	[2 枚目]議題 5 その他(1) の表題、1 点目及び 2 点目	下水道西遠処理区の優先 交渉権者の組織体制変更 に関する内容
c	(下) 総 4・B	[2 枚目](3)提案の履行に 関する覚書の 1 点目上か ら 5 行目、4 点目上から 15 ～17 行目	下水道西遠処理区の優先 交渉権者からの提案内容
d	(下) 総 4・C	[3 枚目]議題 4 その他の 2 点目上から 3 行目、同上か ら 5 行目	下水道西遠処理区の設備 に係る費用についての情 報
e	(下) 工 2・C	[1 枚目]要旨欄中、1 第 1 期改築計画について 機 械設備の 1 点目の上から 2 行目	下水道西遠処理区の設備 に係る費用についての情 報
f	(下) 工 7・D-2	[2 枚目]要旨 4 その他(1) の表題と 1 点目	下水道西遠処理区の工事 に関する内容

別表 4

項目	公開請求対象公文書 No.・個所	実施機関が非公開とした 内容のうち、当委員会が公 開すべきと判断した部分	非公開とした部分 に含まれる内容
a	(水) 2018-208・B-1	[1 枚目]出張のてん末中、 2 厚生労働省 上から 5 行 目	市職員が職務上、国の省庁 に出張し、事業についての 意見交換をした記録
b	(下水) 2017-6802・B	[23 枚目]参加欄以降の内 容	市職員が職務上、国の省庁 に出張し、事業についての 意見交換をした記録
c	(水) 運 4・B	[5 枚目]上から 4~5 行目	組織内部の会議における 市と受託業者の発言要旨
d	(水) 運 8・B	[2 枚目]2 業務の進捗状況 と今後の予定に関する確 認(運資料 1・2)の 3 点 目後段	組織内部の会議における 市職員の発言要旨
e	(水) 運 8・C	[3 枚目]【課題】の 1 点目	組織内部の会議における 市と受託業者との協議内 容
f	(水) 施 7・B	[1 枚目]【協議内容】中、 2 点目 【決定事項】1. コンセッ ションのコスト削減効果 の検討について中、(工事 一括発注の効率化)1 点目、 及び同(資機材の一括調 達)の 1 点目及び 2 点目(受 託業者職員の姓を除く)	組織内部の会議における 市と受託業者との協議内 容
g	(水) 施 8・B	[1 枚目]【協議内容】中、 1 点目	組織内部の会議における 市と受託業者との協議内 容
h	(水) 財 8・B	[1 枚目]【協議結果】1. 財 務 DD の状況(財資料 1・2) 上から 10~13 行目	組織内部の会議における 市と受託業者との協議内 容
i	(水) 幹 2・B	[1 枚目]【協議結果】A. 各 部会よりの報告 1. 施設	組織内部の会議における 市職員の発言要旨

		部会（主な議論・意見）の 1点目	
j	（水）幹3・B	[2枚目]②施設部会中、9 点目、10点目（受託業者 職員の姓を除く）	組織内部の会議における 市と受託業者との協議内 容
k	（水）幹4・B	[1枚目]【協議結果】A.導 入可能性調査報告書中、2 点目、3点目 [2枚目]②モニタリング 中、3点目	組織内部の会議における 市職員の発言要旨
1	（下）全3・C-1	[2枚目](3)実施契約第7 条に関する見解の確認中、 2点目、3点目	組織内部の会議における 市職員と優先交渉権者と の協議内容

別表 5

項目	公開請求対象公文書 No.・個所	実施機関が非公開とした 内容のうち、当委員会が公 開すべきと判断した部分	非公開とした部分 に含まれる内容
a	(水) 施 7・B	[1 枚目]【協議内容】中、 2 点目 【決定事項】1. コンセッ ションのコスト削減効果 の検討について中、(工事 一括発注の効率化)1 点目、 及び同 (資機材の一括調 達)の 1 点目及び 2 点目(受 託業者職員の姓を除く)	組織内部の会議における 市と受託業者との協議内 容
b	(水) 施 8・B	[1 枚目]【協議内容】中、 1 点目	組織内部の会議における 市と受託業者との協議内 容